

第510回 奈良地方最低賃金審議会 議事録

開催日時：令和6年8月5日（月）午後1時30分

開催場所：奈良労働局 別館会議室

奈良市法蓮町163-1 愛正寺ビル2F

1. 出席者

公益代表委員 伊東眞一、杵崎のり子、下山 朗、坪田園子、福井麻起子

労働者代表委員 伊垣昭彦、河本章吾、北尾 亮、竹村友里、松田拓実

使用者代表委員 小西克美、柴田健司、当麻和重、西田雅彦、松岡 誠

事務局 橋口労働局長、柘植労働基準部長、中村賃金室長、
大橋賃金室長補佐、北岡賃金調査員、竿谷賃金調査員

2. 審議事項

- (1) 奈良県最低賃金専門部会の審議結果について
- (2) 奈良県最低賃金の改正決定について（答申）
- (3) 奈良県特定最低賃金の改正の必要性の有無について（諮問）
- (4) その他

3. 主要経過・審議結果

【大橋補佐】

それでは、皆様お揃いでございますので、第510回奈良地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。

まず、定足数の確認でございますが、本日は小西委員はオンライン参加ということですが、委員全員がご出席されており、最低賃金審議会令第5条第2項の規定による定足数を満たしておりますので、本日の審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

それでは、伊東会長、議事の進行をよろしく申し上げます。

【伊東会長】

本日は御多忙中のところ、また猛暑が続く中、ご出席をいただきありがとうございます。ただ今から、第510回奈良地方最低賃金審議会を開催いたします。

まず、本日の議事録の署名人を指名させていただきます。

私のほかに、

労働者側は、北尾（きたお）委員

よろしく願いいたします。

使用者側は、当麻（とうま）委員

よろしく願いいたします。

それでは議事に入ります。まず、

議題（1）の「奈良県最低賃金専門部会の審議結果について」

の審議に入ります。

奈良県最低賃金専門部会での審議結果について、部会長である私からご報告申し上げます。

では、事務局から報告文を全委員に配付してください。

【伊東会長】

奈良県最低賃金の改正につきまして、奈良県最低賃金専門部会において審議した結果、お手元にある報告文記載のとおり結論となりましたので、ご報告申し上げます。

なお、報告文の内容を確認したいと思いますので、事務局から、報告文の読み上げをお願いいたします。

【中村室長】

はい、それではただ今お配りした「奈良県最低賃金の改正決定に関する報告書」を読み上げます。

着座にて読み上げさせていただきます。

令和6年8月5日

奈良地方最低賃金審議会

会長 伊東 眞一 殿

奈良地方最低賃金審議会

奈良県最低賃金専門部会

部会長 伊東 眞一

奈良県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年7月2日、奈良地方最低賃金審議会において付託された奈良県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和4年10月1日発効の奈良県最低賃金（時間額896円）は、令和4年度の奈良県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員 伊東 眞一 下山 朗 坪田 園子

労働者代表委員 河本 章吾 北尾 亮 松田 拓実

使用者代表委員 上村 賢司 当麻 和重 西田 雅彦

奈良県最低賃金

- 1 適用する地域
奈良県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 986 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

奈良県最低賃金と生活保護費との比較について

- 1 地域別最低賃金
 - (1) 件 名 奈良県最低賃金
 - (2) 最低賃金額 時間額 896 円

(3) 発効日 令和4年10月1日

2 生活保護水準

(1) 比較対象者

18～19歳・単身世帯者

(2) 対象年度

令和4年

(3) 生活保護水準（令和4年）

生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の奈良県内の人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（97,481円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1か月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額を比較すると、奈良県最低賃金が生活保護水準を下回っているとは認められなかった。

（註）奈良県最低賃金の1か月換算額

$$896 \text{ 円（奈良県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1か月平均法定労働時間数）} \\ \times 0.807 \text{（可処分所得の総所得に対する比率※）} \div \underline{125,670 \text{ 円}}$$

※ 時間額 853 円（令和4年度地域別最低賃金額の最低額）で月 173.8 時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

以上でございます。

【伊東会長】

ただ今、事務局から「奈良県最低賃金の改正決定に関する報告書」を読み上げていただきましたので、これを持ちまして奈良県最低賃金専門部会の審議結果の報告とさせていただきます。

次に、審議経過について、事務局から簡潔に説明をお願いいたします。

【中村室長】

それでは、奈良県最低賃金専門部会における審議経過につきまして、簡潔にご説明させていただきます。

専門部会は、計4回開催いたしました。

7月24日に第1回目を開催し、部会長等の選出、関係資料等の審議を行いました。

7月29日に第2回目を開催し、公益委員と労働者側委員、公益委員と使用者側委員との間で、金額の個別審議を行いました。

8月1日に第3回目を開催し、前回は引き続き、金額の個別審議を行いましたが、しかしながら、労使双方が主張する金額には、隔たりがあり、結論には至りませんでした。

8月2日に第4回目を開催し、前回は引き続き、金額の個別審議を行いましたが、労使双方が主張する金額には、隔たりがあり、公益委員から公益委員案を示して、採決を行いました。

そして、採決を行った結果、労働者側委員は「全員反対」、公益委員と使用者側委員は「全員賛成」となり、賛成が過半数を上回り、公益委員案のとおり金額改正することに決定いたしました。

その結果、奈良県最低賃金の改正額は、報告書にもございますように現行の936円に50円を上乗せした時間額986円になりました。

なお、50円は中央最低賃金審議会が示した目安どおりでございます。

奈良県最低賃金専門部会の審議結果及び審議経過は以上でございます。

【伊東会長】

ただ今の奈良県最低賃金専門部会からの報告書に関し、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

【松田委員】

労働側の松田です。

まず初めに、この50円という過去にない高い水準での目安額に対して、労使双方の意見を取りまとめいただいたことを感謝申し上げます。

一方で労働側としましては、昨年の審議会の中で三者全会一致ということで付帯事項の中にも額差解消という項目を入れて、結審をさせていただいた中で今回の審議を迎えたわけですが、このインフレ、物価が大幅に高騰する中、奈良県の物価指数、中賃においても重視された指数においても高い水準が出ていることであったり、何事においてもこの最低賃金の意義と役割という分では労働者の生活の安定というところが一番重視すべきことかなと考えている中、大阪との近畿府県それぞれとの額差が縮まらなかったというところに関しては少し残念な思いもあります。しかし、今回の審議の中で改めて使用者側の方にも額差の課題について認識いただいたというお声をいただいたと聞いておりますので、そういった部分、しっかりと来年の審議にもつなげていただきまして、労働者の生活の安定ということを念頭に置きながら引続き真摯な議論を来年も続けていきたいな、と考えておりますので、また三者でしっかりと前進させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

【伊東会長】

ありがとうございました。
その他にご意見ございますでしょうか。

【松岡委員】

使用者側を代表いたしまして、松岡がご報告させていただきます。
今年度の目安額につきましては、過去最高額となりました昨年よりもさらに大幅に高い金額が提示されまして、今年度の審議もなかなか難しかったと思います。
専門部会に関しましては皆様、いろいろとご審議、ご議論いただきまして、このような形で結果になったということで、使用者側としては了解しております。
以上でございます。

【伊東会長】

ありがとうございました。
その他にご意見、ご質問のある方、いらっしゃいますでしょうか。

(意見・質問なし)

それでは、ただ今審議した報告書を踏まえまして、
議題（２）「奈良県最低賃金の改正決定について（答申）」
の審議に入ります。

7月2日に奈良労働局長から奈良地方最低賃金審議会の会長あてに「奈良県最低賃金の改正決定について（諮問）」をもちまして諮問があり、その後、先ほど事務局から説明がありましたとおり、奈良県最低賃金専門部会にて金額審議を行ってまいりました。

そこで、先ほどの「奈良県最低賃金専門部会の審議結果の報告」、労使双方の委員からのご意見、各団体からの意見表明等の内容を踏まえ、当審議会としましては、奈良県最低賃金に関し、十分な審議を尽くしたと判断しましたので、奈良労働局長あて「答申」を行いたいと思います。

「答申」の内容につきまして、「奈良地方最低賃金審議会では、奈良県最低賃金専門部会の報告書のとおりの内容をもって奈良労働局長あて答申する」ということでよろしいかどうか、挙手により採決を取りたいと思います。

採決をとる前に、事務局にて定足数の確認をお願いいたします。

【大橋補佐】

定足数の確認でございますが、委員全員がご出席されており、最低賃金審議会令第5条第2項の規定による、定足数を満たしており、13時40分現在、審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

【伊東会長】

ありがとうございました。

現在、定足数が満たされており、奈良地方最低賃金審議会が有効に成立していることを確認しました。

採決では、最低賃金審議会令第5条第3項に基づき、会長である私を除いた「出席委員の過半数」をもって決することとなります。もし「賛成」「反対」が同数の場合は、「会長の決するところによる」と規定されておりますので、会長である私が決めることとなります。

それでは、私を除いたすべての委員の皆さん、「賛成」か「反対」のいずれかに挙手をお願いいたします。

事務局にて「賛成」数、「反対」数を確認してください。

まず、「奈良県最低賃金専門部会の報告書のとおりの内容をもって奈良労働局長あて答申すること」に「賛成」の方、挙手をお願いいたします。

(事務局は、賛成の人数を確認)

ありがとうございました。

【大橋補佐】

公益委員が4人、使用者側委員が5人の合計9人が賛成でございました。

【伊東会長】

次に、「奈良県最低賃金専門部会の報告書のとおりの内容をもって奈良労働局長あて答申すること」に「反対」の方、挙手をお願いいたします。

(事務局は反対の人数を確認)

ありがとうございました。

【大橋補佐】

公益委員は0人、労働者側委員は5人、使用者側委員は0人、合計5人が反対でございました。

【伊東会長】

それでは、事務局から「賛成」「反対」の人数を報告してください。

【大橋補佐】

採決の結果をご報告いたします。

賛成の方は、公益委員 4 人、労働者側委員 0 人、使用者側委員 5 人、合計 9 人でございます。

反対の方は、公益委員 0 人、労働者側委員 5 人、使用者側委員 0 人、合計 5 人でございます。

【伊東会長】

ありがとうございました。ただ今の採決の結果、賛成 9 人、反対 4 人により、賛成が過半数を超えたことを確認いたしました。

以上の結果をもちまして、奈良県最低賃金専門部会の報告書の内容を奈良労働局長あて答申することといたします。

それでは、事務局にて「答申文」案を準備してもらっていますので、委員の皆さんに配付してください。

【伊東会長】

「答申文」案の内容を確認しますので、事務局から読み上げてください。

【中村室長】

それでは、「答申文」案を読み上げさせていただきます。

(案)

令和 6 年 8 月 5 日

奈良労働局長

橋口 忠 殿

奈良地方最低賃金審議会

会長 伊東 眞一

奈良県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 6 年 7 月 2 日付け奈労発基 0 7 0 2 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙 2 のとおり、平成 2 0 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 2 0 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和 4 年 1 0 月 1 日発効の奈良県最低賃金（時間額 8 9 6 円）は、令和 4 年度の奈良県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

奈良県最低賃金

- 1 適用する地域
奈良県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 986円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

別紙2につきましては先ほどの部会報告書と同じ内容ですので、読上げを省略させていただきます。

【伊東会長】

ただ今の「答申文」案の内容につきまして、ご意見、ご質問はございますか。

(意見・質問がないことを確認)

ご意見、ご質問がないようですので、ただ今読み上げていただいた内容をもって「答申文」

としますので、案の文字を消してください。

それでは、「答申文」が確定しましたので、これをもちまして奈良労働局長に答申したいと思
います。それでは、事務局にて「答申文」の準備をお願いします。準備ができるまでの間、皆
さんは休憩時間としますので、しばらくお待ちください。

(休憩)

【中村室長】

お待たせしました。「答申文」の準備ができましたので、これから「答申文」を受け渡ししま
す。

伊東会長、橋口局長は事務局後ろに設置しております奈良労働局のボードの前までご移動お
願いします。

【中村室長】

それでは伊東会長、「答申文」をお渡しください。

(答申文が伊東会長から橋口局長へ手渡された)

【中村室長】

それでは伊東会長、橋口局長は、座席にお戻りください。

報道機関の皆様はここまでということで、ご退出いただきたいと思ひます。

【伊東会長】

事務局は、答申文の写しを傍聴人、委員の皆様方に配付してください。

【中村室長】

それでは、答申文も行き渡ったようですので、奈良労働局長の橋口から謝辞を申し上げます。

【橋口局長】

奈良労働局長の橋口でございます。

最低賃金審議会の伊東会長をはじめ、委員の皆様方に一言、お礼を申し上げたいと思ひます。

ただ今、伊東会長から奈良県最低賃金の改正決定につきまして、ご答申をいただきました。

伊東会長をはじめ、委員の皆様方、特に専門部会の委員の皆様方には、大変お忙しい中であつ
て、長時間にわたり、地域の実態を踏まえた様々な観点から、慎重かつ熱心なご審議を賜りまし

たこと、また、本日ご答申をいただきましたが、皆様方のそれぞれの立場における、これまでのご努力に対しまして深く感謝を申し上げたいと思います。

私ども奈良労働局といたしましては、今後、必要な手続きを進め、改正されます奈良県最低賃金を、奈良県内の事業所及び労働者に対しましてしっかりと周知を図っていくとともに、特に中小企業・小規模事業者の皆様に対する支援対策としまして、「業務改善助成金」の活用など、支援対策を積極的かつ速やかに周知するよう努めてまいり所存でございます。

以上、簡単ではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。

ありがとうございました。

【伊東会長】

それでは、これをもちまして、奈良県最低賃金の改正決定の答申を終わります。
次に、

議題（３）「奈良県特定最低賃金の改正の必要性について（諮問）」

の審議に入ります。

事務局から説明をお願いいたします。

【中村室長】

それでは、ご説明します。

資料１頁の資料No.1「奈良県特定最低賃金の改正に係る申出書」をご覧ください。

最低賃金法第１５条第１項の規定に基づき、令和６年７月１７日に、奈良県特定最低賃金の改正決定に関する申出が３件ございました。

特定最低賃金の内容を改正したいときは、当該産業に属する関係労働者もしくは関係使用者は、管轄労働局長に対し申し出ることができますが、この申出方法の違いから、「労働協約ケース」と「公正競争ケース」に区別することができます。

「労働協約ケース」とは、当該産業において、同種の基幹的労働者、「基幹的」とは「中心的な」という意味ですが、基幹的労働者の概ね３分の１以上の者が、賃金の最低額に関する労働協約の適用を受けている場合を指します。

当該労働協約の当事者である複数の労働組合が合意し、特定最低賃金の改正を申し出てくる場合を「労働協約ケース」と呼んでいます。

一方、「公正競争ケース」とは、当該産業において、事業の公正競争を確保するという観点から「必要性がある」として、特定最低賃金の改正を申し出てくる場合を指します。

先ほど申し上げた３件の申出は、いずれも「労働協約ケース」に基づくものでございます。

順にご説明します。

１件目は、JAM大阪奈良地区協議会様から「奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業

務用機械器具製造業最低賃金」の改正決定を求める申出でございます。

申出の理由欄を見ますと、奈良県における同種の産業に使用される基幹的労働者数Bは7,250名、賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数Aは3,036名となり、概ね3分の1以上に達しており、申出の法定要件を満たしておりました。

2件目は、電機連合奈良地方協議会様から「奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金」の改正決定を求める申出でございます。

申出の理由欄を見ますと、奈良県における同種の産業に使用される基幹的労働者Bは1,090名、労働協約の適用労働者数Aは702名となり、賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、基幹的労働者数の概ね3分の1以上に達しており、申出の法定要件を満たしておりました。

3件目は、自動車総連奈良地方協議会様から「奈良県自動車小売業最低賃金」の改正決定を求める申出でございます。

申出の理由欄を見ますと、奈良県における同種の産業に使用される基幹的労働者Bは3,650名、労働協約の適用労働者数Aは1,220名となり、賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、基幹的労働者数の概ね3分の1以上に達しており、申出の法定要件を満たしておりました。

申出のございました3件につきましては、いずれも申出の法定要件が整っておりましたので、受理をいたしました。

以上でございます。

【伊東会長】

ただ今の事務局からの説明を踏まえ、奈良県特定最低賃金の改正決定に関する申出は、3件いずれも要件を満たしているとのことでしたので、奈良労働局長から、その「必要性の有無」について諮問をお受けしたいと思えます。

【中村室長】

それでは、奈良県特定最低賃金の改正決定に関する「必要性の有無」につきまして、奈良労働局長から奈良地方最低賃金審議会の会長あて諮問をさせていただきます。

奈良労働局長の橋口から伊東会長に「諮問文」をお渡ししますので、伊東会長、橋口局長は事務局後ろに設置しております奈良労働局のボードの前までご移動お願いします。

(橋口局長から伊東会長に諮問文が手渡された)

【伊東会長】

それでは、ただ今の「諮問文」をもちまして、奈良労働局長からの「諮問」をお受けすることといたします。

【中村室長】

それでは、「諮問文」の写しを委員の皆様にお配りしますので、しばらくお待ちください。

【中村室長】

内容を確認していただくために、私から「諮問文」を読み上げさせていただきます。

奈労発基0805第1号
令和6年8月5日

奈良地方最低賃金審議会

会長 伊東 眞一 殿

奈良労働局長

橋口 忠

奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、最低賃金の改正決定の必要性の有無について貴会の意見を求める。

記

最低賃金の件名	申出書受理年月日	申出代表者名
奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金 (令和元年奈良労働局最低賃金公示第2号)	令和6年7月17日	JAM大阪 奈良地区協議会 議長 松井 敦

<p>奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金</p> <p>(令和元年奈良労働局最低賃金公示 第3号)</p>	<p>令和6年7月17日</p>	<p>電機連合 奈良地方協議会 議長 田中 篤史</p>
<p>奈良県自動車小売業最低賃金</p> <p>(令和元年奈良労働局最低賃金公示 第4号)</p>	<p>令和6年7月17日</p>	<p>自動車総連 奈良地方協議会 議長 鳥尾 将人</p>

以上でございます。

【伊東会長】

それでは、次に、諮問の趣旨につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【橋口局長】

奈良労働局長の橋口でございます。

それでは、私から諮問の趣旨をご説明いたします。

ただ今、奈良県特定最低賃金の改正の必要性の有無につきまして、諮問文を会長にお渡しいたしました。

制度の趣旨や申出状況につきましては、先ほど事務局からご説明申し上げましたとおりでございますが、奈良県特定最低賃金3件につきまして、改正の申出がなされており、いずれも申出の要件は整っているところでございます。

今後は、運営小委員会で、ご審議いただくことになるかと存じますが、委員の皆様方におかれましては、奈良県内の様々な実情をご勘案の上、改正の必要性の有無につきまして、ご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

【伊東会長】

ありがとうございました。

この諮問につきまして、何かご意見、ご質問はございましたら、お伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(意見・質問がないことを確認)

ご意見、ご質問がないようですので、議事を進行させていただきます。

【伊東会長】

奈良労働局長からお受けしました奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に係る「諮問」につきまして、具体的な審議は「運営小委員会」で行うということで、前々回（第508回）の審議会で皆様方から承認を得ているところでございます。運営小委員会に関し、前々回に決めたことを含め、事務局から説明をお願いいたします。

【中村室長】

それでは、運営小委員会についてご説明いたします

委員の皆様9名のお名前は

9頁の資料No.2「運営小委員会委員名簿」

をご覧ください。

お名前の読み上げは省略させていただきます。

第1回運営小委員会の開催日時は、8月7日、水曜日、13時30分開始を予定しています。

審議内容は、「委員長及び委員長代理の選出」、「奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無」等を予定しています。

なお、審議内容の公開・非公開の取扱いですが、原則として公開することになってはいますが、その具体的な取扱いは、運営小委員会の中で審議し、決めることになってはいます

【伊東会長】

今の事務局の話でいくと、「第1回運営小委員会」は原則「公開」という理解でよろしいのでしょうか。

【中村室長】

はい、運営小委員会の第1回目の開始時点では「公開」となります。従来、「必要性の有無の審議は非公開」の取扱いになってはいましたが、第1回目の本審においてご審議いただきましたとおり、公労使3者が集まったの議論の部分については「公開」とし、公労・公使の2者による個別審議のみ「非公開」となります。

以上でございます。

【伊東会長】

わかりました。

それでは、運営小委員会の委員に任命されました皆様方には、大変ご苦労をおかけいたしますが、よろしく願い申し上げます。

それでは、次に

議題（5）「その他」

ですが、事務局から何かございますでしょうか。

【中村室長】

本日、奈良県最低賃金につきましてご答申をいただきましたので、奈良県最低賃金の発効までの流れにつきまして、改めましてご説明させていただきます。

最低賃金法第11条第2項におきまして、最低賃金審議会の意見、つまり、答申のことですが、この答申に対し異議を申し出ることを認めております。

そこで、ご答申をいただきました本日、本審議会の終了後に、8月20日、火曜日までを期間とする異議申出の公示を行います。

もし、異議の申し出がありました場合につきましては、再度、審議会に意見を求めなければなりませんので、その場合は、8月21日、水曜日、午前10時00分から審議会を開催する予定にしております。

この8月21日開催の審議会におきまして、奈良労働局長から審議会に対し、異議申出に関する意見をお聴きすべく、「諮問」を行うこととなります。

手続きがすべてスムーズに進んだ場合、最短日のケースを申し上げますが、もし、8月21日の当日の審議会にて「即日答申」をいただくことになりましたら、官報の公示手続きを行い、8月30日に官報公示されますと、公示より30日以上経過した10月1日からの改正奈良県最低賃金の発効とする予定になります。

以上でございます。

【伊東会長】

そうしましたら、次回の審議会は、8月21日、水曜日、午前10時00分から、ここ別館会議室で開催することといたします。

今年度は運営小委員会の報告が予定されていますので、異議の申し出の有無にかかわらず開催させていただきます。委員の皆さんはご出席への配慮をよろしくお願い申し上げます。

それでは、8月21日に開催する場合の審議会の「公開」「非公開」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【中村室長】

ご説明いたします。

この日は異議申出に係る審議の前に特定最低賃金の必要性の答申等がございますが、例年、それまでは「公開」とし、以後の異議申出に係る審議は「非公開」としていましたが、第1回の本審でもご審議いただきましたが、公労使3者が集まって議論を行う部分においては「公開」とするとなったことから、この日につきましては、全て「公開」とさせていただきます。

以上でございます。

【伊東会長】

そうしましたら、次回の審議会は、「公開」といたします。
他に事務局から説明しておくべきことはありますでしょうか。

【中村室長】

事務局からは特にございません。

【伊東会長】

それでは、これもちまして本日の審議会は終了いたします。
酷暑が続く中、また新型コロナが第11波となり、奈良県も増加を続けております。皆様くれぐれも体調にはお気を付けください。本日はお疲れ様でした。ありがとうございました。